

## 近江八幡市明るい選挙推進協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、近江八幡市明るい選挙推進協議会と称する。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、近江八幡市選挙管理委員会事務局におく。

(目 的)

第3条 この会は、近江八幡市内の明るい選挙運動を推進し、公平かつ公正な各種選挙の実現を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 公職選挙法を守る運動を展開すること。
- (2) 明るい選挙推進協力者の研修を行うこと。
- (3) 選挙人の政治常識の向上のための啓発活動を展開すること。
- (4) その他明るい選挙推進に必要と認める事業。

(組 織)

第5条 この会は、委員60人以内をもって組織する。

2 委員は、社会教育関係団体、自治会、コミュニティセンター関係、女性団体、高齢者団体、その他これらに準ずる団体から選任された者、学識経験者及び公募による者の中から近江八幡市選挙管理委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、総会から次期総会までとする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役 員)

第6条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名

第7条 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

第8条 役員任期は、委員の任期とする。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、後任者が就任するまで在任するものとする。

第9条 会長は、この会を代表し、会務を処理する。

第10条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは代行する。

(運営委員)

第11条 この会に運営委員を若干名おく。

第12条 運営委員は、委員の中から会長が指名する。

第13条 運営委員は、会長の命をうけ、この会の運営及び企画調整を行う。

(会 議)

第14条 この会の会議は、必要の都度会長が招集する。

第15条 会議の議長は、会長があたる。ただし、会長及び副会長が共に事故あるときは出席者の中の最年長者が仮議長となって、議長の職務を行う。

2 団体から選出された委員が会議に出席できないときは、その団体の中から代理人を定めて出席させることができる。

3 議事は出席委員の多数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(事務職員)

第16条 この会の事務局に次の職員をおく。

(1) 事務局長 1 名

(2) 書記 若干名

2 事務局長及び書記は、選挙管理委員会の職員の中から任命権者の承認を得て会長が任命する。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この規約は、平成22年6月16日から施行する。

付 則

この規約は、平成23年6月29日から施行する。